

ディプロマ・サプリメント

Diploma Supplement

S A M P L E

2014年3月22日

March 22, 2014

産業技術大学院大学

ADVANCED INSTITUTE OF INDUSTRIAL TECHNOLOGY



産業技術大学院大学 ディプロマ・サプリメント

本学ディプロマ・サプリメントモデルは欧州委員会、欧州評議会、ユネスコ／欧州高等教育センターが開発したものに準拠している。その目的は、独自データを充分供給することにより、資格(卒業証書、学位、修了証書等)に関する国際的「透明性」と公正な学術的・職業的認証を改善することにある。サプリメントには証明書原本(本サプリメントを付加)に記名された人物が推し進め、成功裏に完了した学修の性質、レベル、背景、内容が明記される。他の如何なる認証に関する価値判断、同等の意見、指摘の影響を受けない。8項目すべてに必要事項が記入されていなければならず、書き込まない場合はその理由を説明しなければならない。

1. 資格保有者

1.1 姓

創造

1.2 名

花子

1.3 生年月日、country of birth

1960年10月10日 中国

1.4 学籍番号

11111111

2. 資格

2.1 資格名

創造技術修士(専門職)

獲得称号

創造技術修士(専門職)

2.2 主要学修分野

デザイン、設計工学、技術経営

2.3 授与機関の名称

産業技術大学院大学

種別

公立専門職大学院

2.4 研究機関の名称

上記のとおり

種別

上記のとおり

2.5 教育／学修において使用する言語

日本語

3. 資格レベル

3.1 卒業・修了資格

創造技術修士(専門職)

3.2 プログラムの公式期間

2~3年

3.3 受験資格

学士／事前の資格審査に合格した者

4. 履修内容及び成果

4.1 履修形態

正規学生(Full time)

4.2 プログラムの要件／卒業生の資格要件

①修得単位数 40単位以上(必修科目12単位、選択科目28単位以上)

②次の必修科目的単位修得

- ・イノベーションデザイン特別演習 1(6単位)
- ・イノベーションデザイン特別演習 2(6単位)

4.3 プログラムの詳細

【平成25年度授業科目群及び授業科目名一覧】

I. 創造技術基礎科目群

ものづくりアーキテクト概論、グローバルコミュニケーション特論、動的システム工学特論、シミュレーション特論、材料基礎特論、技術経営特論、イノベーション戦略特論、技術開発組織特論、人間中心デザイン特論、デザインマネジメント特論、技術経営特別演習

II. 産業材料科目群

先端材料特論、産業材料特別演習

III. プロダクト・イノベーション科目群

設計工学特論、プロトタイピング工学特論、システムインテグレーション特論、サービス工学特論、品質工学特論、信頼性工学特論、創造設計特論、設計工学・プロトタイピング特別演習

IV. インダストリアル・デザイン科目群

プロダクトデザイン特論、価値デザイン特論、デザインシステム計画特論、コミュニケーションデザイン特論、インダストリアル・デザイン特別演習1、インダストリアル・デザイン特別演習2、インダストリアル・デザイン特別演習3、インダストリアル・デザイン特別演習4

V. デジタル技術科目群

インテリジェントシステム特論、組込みシステム特論、システムモデリング特論、デジタル製品開発特論、デジタル技術特別演習

VI. イノベーションデザイン特別演習

イノベーションデザイン特別演習1、イノベーションデザイン特別演習2

VII. 産業技術研究科共通科目群

国際経営特論、国際開発特論、技術倫理

VIII. ビジネスアプリケーション科目群

アジャイル開発手法特論

4.4 評点一覧

優: GPA 4.0

優: GPA 3.0

良: GPA 2.0

可: GPA 1.0

4.5 総合評価

取得した単位及び成績については成績証明書のとおり。GPAについては次のとおり。

4.00

5. 資格保有者の能力

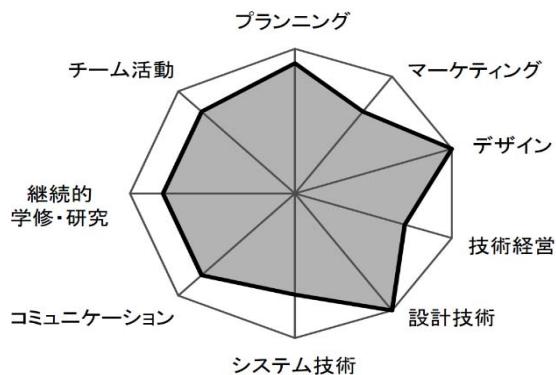
5.1 更なる学修への道

日本の博士後期課程進学要件を満たす。

本学KHP(AIIT Knowledge Home Port)制度等を用いた継続的な学修ができる。

5.2 職業上のステータス

感性と機能を統合して開発をプロデュースできるものづくりスペシャリスト



6. 特記事項

6.1 特記事項

6.2 追加情報ソース

産業技術大学院大学: <http://aiit.ac.jp/>

創造技術専攻: http://aiit.ac.jp/master_program/ide/

7. 証明書

本ディプロマ・サプリメントは、下記の原本を参照している。

7.1 学位授与証書発行日

2014年3月22日

7.2 ディプロマ／学位／修了証書発行日

2014年3月22日

7.3 成績証明書発行日

2014年3月22日

7.4 証明書日付

2014年3月22日

7.5 審査委員会会長(学長)

7.6 公印



ADVANCED INSTITUTE OF INDUSTRIAL TECHNOLOGY

DIPLOMA SUPPLEMENT

This Diploma Supplement model is in conformity to the European Commission, Council of Europe and Unesco/CEPES. The purpose of the supplement is to provide sufficient independent data to improve the international 'transparency' and fair academic and professional recognition of qualifications (diplomas, degrees, certificates etc.). It is designed to provide a description of the nature, level, context, content and status of the studies that were pursued and successfully completed by the individual named on the original qualification to which this supplement is appended. It should be free from any value judgements, equivalence statement or suggestions about recognition. Information in all eight sections should be provided. Where information is not provided, an explanation should give the reason why.

1. HOLDER OF THE QUALIFICATION

1.1 Family name

SOZO

1.2 First name

HANAKO

1.3 Date (YYYY/MM/DD), country of birth

1960/10/10

China

1.4 Student ID number or code

11111111

2. QUALIFICATION

2.1 Name of qualification

Master of Technology in Innovation for Design and Engineering

Title conferred

Master of Technology in Innovation for Design and Engineering

2.2 Main field(s) of study

Kansei Design, Design Engineering, Management of Technology

2.3 Institution awarding the qualification

Advanced Institute of Industrial Technology

Status

Professional Graduate School

2.4 Institution administering studies

See 2.3

Status

See 2.3

2.5 Language(s) of instruction/examination

Japanese

3. LEVEL OF QUALIFICATION

3.1 Level of qualification

Master of Technology in Innovation for Design and Engineering

3.2 Official length of programme

2-3 years

3.3 Access requirement(s)

University graduate/ Those who have passed an examination of applicants' qualifications

4. CONTENTS AND RESULTS GAINED

4.1 Mode of study

Full time

4.2 Programme requirements / Qualification profile of the graduate

The number of credits: 40 credits or more

(at least 12 credits for required subjects, and 28 credits for electives)

Required courses: Advanced Excercises: Innovation for Design I (6 credits)

Advanced Excercises: Innovation for Design II (6 credits)

4.3 Programme details

[Class groups and Subject list in 2013]

I. Innovation for Design and Engineering Fundamentals Class Group

Introduction to the "monozukuri" architect, Global Communication, Dynamical Systems, Science and Engineering Simulation, Material Science, Management of Technology, Innovation Strategy, Organizational Capabilities in Product Development, Human Centered Design, Design Management, Advanced Exercises: Management of Technology

II. Industrial Materials Class Group

Advanced Material Science, Advanced Exercises: Industrial Materials

III. Product Innovation Class Group

Design Engineering, Prototyping, System Integration in Mechatronics, Service Engineering, Quality Engineering, Reliability Engineering, Conceptual Design Engineering, Advanced Exercises: Design Engineering and Prototyping

IV. Industrial Design Class Group

Product Design, Value Design, Design System Planning, Communication Design, Advanced Exercises: Industrial Design 1, Advanced Exercises: Industrial Design 2, Advanced Exercises: Industrial Design 3, Advanced Exercises: Industrial Design 4

V. Digital Technology Class Group

Intelligent Systems, Software Engineering for Embedded Systems, System Modeling, Computer Aided Product Development, Advanced Exercises: Embedded Software Development

VI. Advanced Exercises: Innovation for Design and Engineering

Advanced Exercises: Innovation for Design and Engineering 1, Advanced Exercises: Innovation for Design and Engineering 2

4.4 Grading scheme

Very good: GPA 4.0

Very good: GPA 3.0

Good: GPA 2.0

Acceptable: GPA 1.0

4.5 Overall classification

See the transcript of records for the credits acquired and performance.
GPA is shown below.

4.00

5. FUNCTION OF THE QUALIFICATION

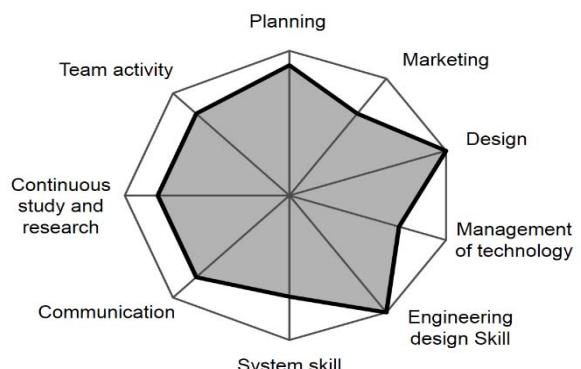
5.1 Access to further study

Qualified to apply for admission to doctoral studies.

Have a right to access to AIIT Knowledge Home Port in 10 years.

5.2 Professional status

A Monozukuri specialist with emphasis on management ability in both kansei design and engineering design.



6. ADDITIONAL INFORMATION

6.1 Additional information

6.2 Further information sources

Advanced Institute of Industrial Technology: <http://aiit.ac.jp>
Master Program of Innovation for Design and Engineering: http://aiit.ac.jp/master_program/isa/index.html

7. CERTIFICATION

This Diploma Supplement refers to the following original documents:

7.1 Degree award certificate issued on [Date(YYYY/MM/DD)]

2014/3/22

7.2 Diploma/Degree/Certificate awarded on [Date(YYYY/MM/DD)]

2014/3/22

7.3 Transcript of records issued on [Date]

2014/3/22

7.4 Certification date

2014/3/22

7.5 Chairman of examination committee

7.6 Official stamp/seal

8. 日本の高等教育システム NATIONAL HIGHER EDUCATION SYSTEM

日本の高等教育システムに関して、その資格とタイプについて以下に示す。

The information on the national higher education system on the following pages provides a context for the qualification and the type of higher education that awarded it.

日本の高等教育システムに関する情報

The School Education Law is not translated into any other languages. Please refer to the original text as below.

8.1 機関のタイプと制度上の身分(学校教育法より抜粋)

Types of institutions and institutional status

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条 学校は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。)及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。

O2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

O2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

O3 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

O4 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第八条 校長及び教員(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の適用を受ける者を除く。)の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 教育職員免許法第十条第一項第二号 又は第三号 に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

四 教育職員免許法第十二条第一項 から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十三条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るために、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第十四条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

○2 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第十五条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

○2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項(次項において「勧告事項」という。)が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

○3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

○4 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は第二項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(中略)

第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

○2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第八十六条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

○2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生(第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。)で当該大学に三年(同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

○2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

○2 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

○3 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

○2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

○3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

○4 副学長は、学長の職務を助ける。

○5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

○6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

○7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

○8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

○9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

○10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ。

○2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第四項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第九十五条 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第四条第三項若しくは第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第九十六条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第九十七条 大学には、大学院を置くことができる。

第九十八条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

○2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第一百条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第一百一条 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

第一百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

○2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第一百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができます。

第一百四条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

○2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

○3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

○4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

○5 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第一百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第一百六条 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第一百七条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

○2 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができます。

○2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

○3 前項の大学は、短期大学と称する。

○4 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

○5 第二項の大学には、学科を置く。

○6 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

○7 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

第一百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。
- 第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
 - 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 第百十一条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないと認めると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないとときは、その認証を取り消すことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 第百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。
- 一 認証評価機関の認証をするとき。
 - 二 第百十条第三項の細目を定めるとき。
 - 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。
- 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。
- 第百十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。